

## Question 15 :

8つの認定基準の内容を詳しく教えてください

## Answer

8つの認定基準について、詳しくみましょう

認定基準

1

雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。

認定を受けるためには、雇用環境の整備を内容とする行動計画を策定する必要があります。  
 具体的には、国が作成した「行動計画策定指針」に掲載されている「1.雇用環境の整備に関する事項」の  
 「(1)子育てを行う従業員等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備」  
 または

「(2)働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備」

に該当するもののうち、**最低いずれか1つ**、目標として計画に盛り込む必要があります。

なお、「2.その他の次世代育成支援対策に関する事項」(例えば、「子ども・子育てに関する地域貢献活動」  
 や「子育てバリアフリー」など)は、必ずしも企業内の従業員の雇用環境の整備に関する内容とはいえないため、これらの事項だけを内容とする行動計画を策定しても、認定の対象とはなりませんので、ご注意ください。

## ★「行動計画策定指針」の構成(大項目)(9ページ及び18ページ参照)★

認定を受けるためには  
 (1)または(2)に該当する  
 項目のうちから、  
 最低いずれか一つ必要

## 1.雇用環境の整備に関する事項

- (1)子育てを行う従業員等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備
- (2)働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

## 2.その他の次世代育成支援対策に関する事項

## ◆ポイント

- 雇用環境の整備を内容としていても、法令に違反する事項が定められている行動計画は、適切ではありませんので、認定はされません。

(例)・育児休業期間中(産後期間を除く)の給与について、男子のみを有給とする、  
 ・女性のみを対象とする再雇用制度(男女雇用機会均等法第9条の特例を除く)を導入する、等

- 制度導入の措置を講じることを目標とした場合は、当該措置が関係法令を上回る内容となっていない場合、または計画期間の開始時に既に実施しているものである場合は、認定対象とはなりません。